

# ビザ

- 順天堂大学での活動を予定している学生および教員は、入国前にビザを取得する必要があります。
- ビザ取得の手続きは、以下によって異なります。
  1. 滞在期間 – 短期 (90 日以下) と中長期 (90 日以上)
  2. 在留資格 – 日本に入国・在留して行うことのできる活動の内容

## 滞在期間

### 短期

- 滞在期間が 90 日以下の場合は、短期滞在となります。
- 自国の日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。
- [外務省 \(MOFA\)](#) のサイトで短期滞在の場合のビザ免除国について確認できます。

### 中長期

- 滞在期間が 90 日以上の場合は、中長期在留者となります。
- 中長期の滞在を予定している場合は、ビザを申請する前に「在留資格認定証明書」を取得しなければなりません。
- 在留資格認定証明書の交付申請書は在留資格によって異なります。
- 在留資格認定証明書の取得後、最寄りの日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。
- 中長期在留者には、入国時に空港で在留カードが交付されます。
- 中長期在留者は、入国後 14 日以内に居住地の役所にて住所の届出を行わなければなりません。住所を変更した場合や帰国する場合も同様に届け出る必要があります。

## 在留資格

### 「留学」

- 順天堂大学および大学院の学部、修士、博士課程に入学する者は、原則として「留学」の在留資格を取得してください。
- 奨学金の多くは、申請に「留学」の在留資格であることを要件としています。
- 「留学」の在留資格を持つ者で、アルバイトを行いたい場合は、出入国在留管理庁で「資格外活動許可申請」を行わなければなりません。
- 在留資格の期間は 4 年 3 ヶ月、4 年、3 年 3 ヶ月、3 年、2 年 3 ヶ月、2 年、1 年 3 ヶ月、1 年、6 ヶ月、3 ヶ月です。

### 「文化活動」

- 順天堂大学の協力研究員は、「文化活動」の在留資格を取得してください。
- 「文化活動」の在留資格は、収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動への従事及び順天堂大学の教員の指導の下、研究を行うことを目的としています。

- 在留資格の期間は、2年間、1年間、6ヶ月です。

### 「教授」

- 順天堂大学の外国人教員は「教授」の在留資格を取得してください。
- 「教授」の在留資格では、収入を得ることが可能です。
- 在留資格の期間は、3年または1年です。

備考：在留資格は他にもあります。一覧は[こちら](#)。

### 申請手順

1. [在留資格認定証明書交付申請手続き](#)を完了してください。
2. レジデンストラックの手続きを完了してください。
3. 最寄りの大使館または総領事館でビザの申請手順を確認してください。
4. 完了したビザ申請書類を大使館または総領事館に提出してください。